山梨県 情報共有フローチャート 2020年度

使用する様式

•様式1: 死亡調査票

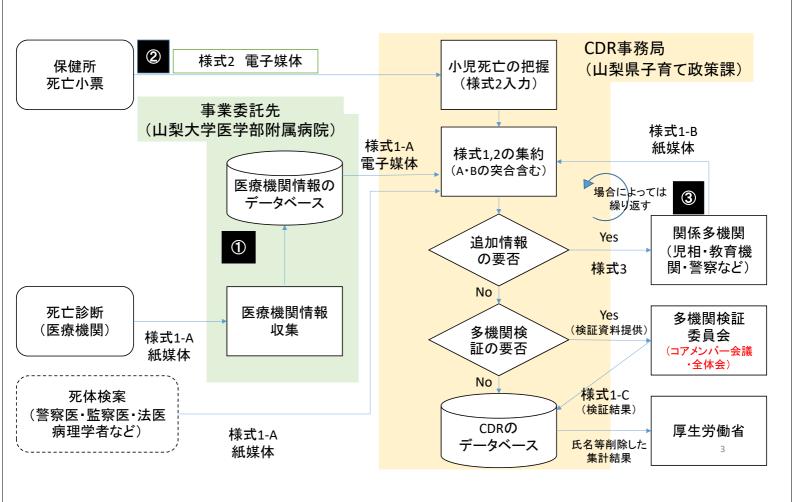
(A:基本票、B:追加票、C:検証票)

•様式2:小児死亡台帳

•様式3:死亡調査依頼票

•様式4:遺族同意書(任意)

2



具体的な流れ(1)

- 死亡診断書(または死体検案書)を記載した医師の所属機関から、 様式1-A(死亡調査票基本票: 紙媒体)を提出
- 医療機関情報は事業委託先である山梨大学附属病院小児科医局が収集し、ネットワーク接続のないPC内で入力・保存(紙媒体は一時的に鍵付きキャビネットに保管)
- なお、医療機関情報は委託機関が出向して収集する可能性もあり
- ・警察関係からの様式1-Aは、直接県庁CDR事務局へ
- 山梨大学は月に1回、電子媒体に保存した死亡調査票基本票情報 をCDR事務局へ提出(同時に収集した紙媒体も提出し、一定期間以 上大学内に残さない)

具体的な流れ②

- ・月に1回、各保健所の死亡小票の情報をCD-Rで事務局に持参
- ・事務局にて、死亡小票情報を様式2に転記
- ・関係機関情報などは様式1から様式2へ転記
- 関係多機関からは随時、様式1-B (死亡調査票追加票: 紙媒体)で情報収集
- ・必要に応じて、様式3を用いて情報提供依頼
- 事務局にて、様式1(A・B)及び2を集約
- 多機関検証(コアメンバー会議)が必要とされたものを選定し資料作成
- 多機関検証委員会後に様式1-C(死亡調査票検証票: 紙媒体)を追加する
- ・多機関検証委員会(全体)に提示し、今後の対応策をまとめる

具体的な流れ③

- ・CDRデータベースより、様式1-Cの検証票及び、様式2から氏名・生年 月日を外したものを、集計結果として厚生労働省へ提出
- 事務局内ではいずれの作業も、ネットワーク接続のないPC内で行い、 紙媒体は鍵付きキャビネットに保管する

5